明治三十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

平成２８年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目６番地１（コーポ花江202号）
債務者　満倉　和子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
福島県郡山市三穂田町富岡字山寺56番地の３
債務者　土方　大志
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２号
広島県豊田郡大崎上島町東野4189番地４
債務者　林　　秀行
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第３号
広島県豊田郡大崎上島町東野4189番地４、住民票上の住所広島県豊田郡大崎上島町東野2958番地
債務者　林　香津永
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第７号
広島県呉市吉浦宮花町３番11号
債務者　松本　　章
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１２号
広島県呉市焼山此原町７番１―505号
債務者　植木　　忍
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９９号
福島県田村郡三春町大字山田字栃久保174番地
債務者　影山　　勉
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３号
富山市弥生町２丁目３番16―207号　コーポタカラ
債務者　細川　恵一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
神戸市北区鈴蘭台西町６丁目15番27号
債務者　山本　　綾
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２号
神戸市東灘区住吉南町１丁目13番７号サンハウス住吉106号
債務者　秋田　尚亮
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
沖縄県浦添市屋富祖３丁目30番11号　平山アパート　202
債務者　粟國　健太
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５１９号
川崎市宮前区有馬７丁目５番22―305号
債務者　八木　秀則
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６５９号
川崎市麻生区多摩美１丁目14番10号
債務者　菅野　智子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７４号
川崎市麻生区高石１丁目14番７号　パープルハイツ　203
債務者　石本ファリラアデビシバカレ
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
川崎市多摩区三田１丁目７番地18
債務者　馬場　初江
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
川崎市川崎区藤崎４丁目11番２号　平山荘２階　305
債務者　岡崎　英敏
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
川崎市麻生区片平５丁目19番１―206号
債務者　清原洸太朗
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係